合同訓令の一部改正について

府中町職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別紙)

府総発第1338号 令和7年9月16日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光司 (総 務 課)

合同訓令の一部改正について (協議)

このことについて、別紙のとおり一部改正することについて協議します。

訓令名

府中町職員の勤務時間等に関する訓令(平成元年合同訓令第3号)

改正理由

- ・時差勤務について、育児又は介護を必要とする職員についても公務の運営に支障がないと認める場合は取得できるものとする。
- ・時差勤務を行う際の勤務パターンについて、始業時間を午前6時から午後1時まで3 0分刻みで選択できるものとする。

府中町職員の勤務時間等に関する訓令(平成元年合同訓令第3号)の一部を次のように 改正する。

第5条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(時差勤務)」を付し、同条第 1項中「命令簿」を「時差勤務簿」に改め、同条第3項中「時差勤務」を「第1項及び次 条第1項の規定による時差勤務」に改める。

第5条の2の次に次の1条を加える。

- 第5条の3 所属長は、中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者又は職員がパートナーシップ(府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和4年訓令第10号)第2条第1号に規定するパートナーシップに相当する関係であると町長が認めるものをいう。)を形成している者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条第1項に規定する時差勤務簿により、当該職員に当該請求に係る時差勤務をさせるものとする。
- 2 前項の請求は、当該時差勤務を行う日の7日前までに行われなければならない。ただ し、当該時差勤務を行う日の7日前の時点で予見できなかった事由による場合は、こ の限りでない。
- 3 前2項の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者又は職員がパートナーシップ(府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和4年訓令第10号)第2条第1号に規定するパートナーシップに相当する関係であると町長が認めるものをいう。)を形成している者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)を介護」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

本則の次に次の1条を加える。

(勤休管理システムによる処理)

第8条 この訓令の規定により作成することとされている書類については、勤休管理システム(電子情報処理組織を使用して出退勤を管理するための情報処理システムをいう。)により作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)をもって代えることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条の2関係)

区分	勤務時間	休憩時間
1	0:00~8:45	勤務時間の途中におい
2	6:00~14:45	て1時間
3	6:30~15:15	
4	$7:00\sim15:45$	
5	$7:30\sim16:15$	
6	8:00~16:45	
7	8:30~17:15	
8	$9:00\sim17:45$	
9	$9:30\sim18:15$	
10	10:00~18:45	
11)	10:30~19:15	
12	1 1 : 0 0 ~ 1 9 : 4 5	
13	$1\ 1\ :\ 3\ 0 \sim 2\ 0\ :\ 1\ 5$	
14)	1 2 : 0 0 ~ 2 0 : 4 5	
15	1 2 : 3 0 ~ 2 1 : 1 5	
16	1 3 : 0 0 ~ 2 1 : 4 5	
17)	$1\ 5\ :\ 1\ 5\sim 2\ 4\ :\ 0\ 0$	

備考

- 1 休憩時間の割振りは、所属長が定める。
- 2 ①及び⑪は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合に限る。

附則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

現行

第1条~第5条 「略]

(時差勤務)

- 第5条の2 所属長は、業務の都合上必要があると認めるときは、別に定める命令簿 により、所属職員に対して時差勤務(第3条及び前条第1項に規定する勤務時間を変更して勤務することをいう。以下同じ。)を命じることができる。
- 2 「略]
- 3 時差勤務

__を行う職員の1日の勤務時間及び休憩時間 は、別表第2に定めるところによる。 改 正 後

第1条~第5条 [略]

(時差勤務)

- 第5条の2 所属長は、業務の都合上必要があると認めるときは、別に定める時差勤務簿により、所属職員に対して時差勤務(第3条及び前条第1項に規定する勤務時間を変更して勤務することをいう。以下同じ。)を命じることができる。
- 2 「略]
- 3 第1項及び次条第1項の規定による時差勤 務を行う職員の1日の勤務時間及び休憩時間 は、別表第2に定めるところによる。
- 第5条の3 所属長は、中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者又は職員がパートナーシップ(府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和4年訓令第10号)第2条第1号に規定するパートナーシップに相当する関係であると町長が認めるものをいう。)を形成している者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条第1項に規定する時差勤務簿により、当該職員に当該請求に係る時差勤務をさせるものとする。
- 2 前項の請求は、当該時差勤務を行う日の7 日前までに行われなければならない。ただ し、当該時差勤務を行う日の7日前の時点で 予見できなかった事由による場合は、この限 りでない。
- 3 前2項の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者又は職員がパートナーシップ(府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和4年訓

現行		改 正 後
		令第10号)第2条第1号に規定するパート
		ナーシップに相当する関係であると町長が認
		<u>めるものをいう。)を形成している者の子を</u>
		含む。以下この項において同じ。)を養育」
		とあるのは「条例第15条第1項に規定する
		要介護者(以下「要介護者」という。)を介
		護」と、「当該子を養育」とあるのは「当該
		要介護者を介護」と読み替えるものとする。
第6条・第7条 [略]		第6条・第7条 [略]
		(勤休管理システムによる処理)
		第8条 この訓令の規定により作成することと
		されている書類については、勤休管理システ
		ム(電子情報処理組織を使用して出退勤を管
		理するための情報処理システムをいう。)に
		より作成する電磁的記録(電子的方式、磁気
		的方式その他人の知覚によっては認識するこ
		とができない方式で作られる記録をいう。)
		<u>をもって代えることができる。</u>
附則 [略]		附則 [略]
別表第1 [略]		別表第1 [略]
別表第2(第5条の2関係)		別表第2(第5条の2関係)
区分 勤務時間	休憩時間	区分 勤務時間 休憩時間
① 6:00~14:45	勤務時間の途	① 0:00~8:45 勤務時間の途
② 6:30~15:15	中において1	② 6:00~14:45 中において1
③ 7:00~15:45	時間	③ 6:30~15:15 時間
④ 7 : 3 0 ~ 1 6 : 1 5		④ 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5
⑤ 8:00~16:45		⑤ 7:30~16:15
⑥ 8:30~17:15	_	⑥ 8:00~16:45
⑦ 9:30~18:15		⑦ 8:30~17:15
8 10:00~18:45		
9 11:00~19:45		9 9:30~18:15
① 1 1 : 3 0 ~ 2 0 : 1 5		⑩ 10:00∼18:45
① 12:00~20:45		① 10:30~19:15
① 12:30~21:15		② 11:00~19:45
		(B) 1 1 : 3 0 ~ 2 0 : 1 5
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1	(A) 1 2 : 0 0 ~ 2 0 : 4 5
	<u> </u>	⑤ 1 2 : 3 0 ~ 2 1 : 1 5

現行	改 正 後
	⑤ 1 3 : 0 0 ~ 2 1 : 4 5

備考

- 1 休憩時間の割振りは、所属長が定める。
- 2 <u>⑭及び⑮</u>は、災害その他避けることの できない事由によって、臨時の必要があ る場合に限る。

備考

- 1 休憩時間の割振りは、所属長が定める。
- 2 ①及び⑰は、災害その他避けることの できない事由によって、臨時の必要があ る場合に限る。